

白馬村パブリックコメント手続に関する指針

1 目的

この指針は、意見提出（パブリックコメント）手続に関して必要な事項を定めることにより、村の政策形成過程における公正さの確保と透明性の向上を図ることにより、村民の村政への参画を促進することを目的とする。

2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続

村の基本的な政策等（以下「政策等」という。）を策定する過程において、その趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表して村民等から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する村の考え方を公表する一連の手続をいう。

(2) 村民等とは、次に掲げるものをいう。

ア 村内に住所を有する者

イ 村内に事務所又は事業所を有する者及び法人その他の団体

ウ 村内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 村内の学校に在学する者

オ 本村に対して納税義務を有する者

(3) 実施機関

村長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者の権限を行う村長及び土地開発公社をいう。

3 対象

パブリックコメント手続の対象となる政策等の策定とは、次に掲げるものとする。

(1) 村の基本的な政策を定める計画等の策定又は重要な改定

(2) 村民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

(3) その他実施機関が特に必要と認めるもの

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続の対象としないことができる。

(1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なものであると認められる場合

(2) 計画等の策定にあたり、既に広く住民から意見聴取の手法がとられている場合

(3) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合

(4) 審議会その他の附属機関等がパブリックコメント手続に準じた手続を経て報告・答申等を行い、その報告・答申等に基づき、村が計画等を策定する場合

5 政策等の案の公表

(1) 実施機関は、パブリックコメント手続を実施して政策等の策定を行う場合には、政策等の案及び村民等が当該政策等の案を理解するために必要な情報を公表するものとする。

(2) 前号の場合については、次に掲げる事項を併せて公表するものとする。

- ア 意見の提出期間
- イ 意見の提出先
- ウ 意見の提出方法
- エ その他意見を提出するために必要な事項

6 政策等の案の公表の方法

(1) 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- ア 村ホームページへの掲載
- イ 実施機関の担当部署の窓口等での閲覧又は貸出し

(2) 実施機関は、第1号の公表の方法のほか、必要に応じ、適切と認める方法により公表を行うものとする。

7 意見の提出期間

意見の提出期間は、政策等の案を公表した日から30日以上の間を設けるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合に限り、その理由を明らかにした上で、30日未満の期間をもって実施することができるものとする。この場合にあっても最低15日の期間は設けるものとする。

8 意見の提出の方法

意見の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 担当部署への書面の提出
- (2) 郵便等による書面の送付
- (3) ファクシミリによる送信
- (4) 電子メールによる送信
- (5) その他実施機関が認める方法

9 意見提出時の記載事項

意見を提出する村民等は、当該政策等の名称のほか、住所、氏名（法人その他の団体については、所在地、団体名及び代表者の氏名）を明らかにするものとする。

10 意見の取扱い及び公表

実施機関は、政策等の策定に当たっては、提出された意見を考慮の上、意思決定を行うものとする。また、意思決定後、第6項の規定に準じて、次に掲げる事項を速やかに公表するものとする。ただし、提出された意見のうち、個人及び法人その他の団体の権利や利益を害するおそれがある情報その他公表することが不相当と判断される事項が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

- (1) 提出された意見又はその概要

- (2) 提出された意見に対する村の考え方
- (3) 提出された意見を踏まえ、政策等の案を修正したときは、その修正の内容
- (4) その他実施機関が必要と判断する事項

11 実施期日

この指針は、令和2年4月1日から実施する。